

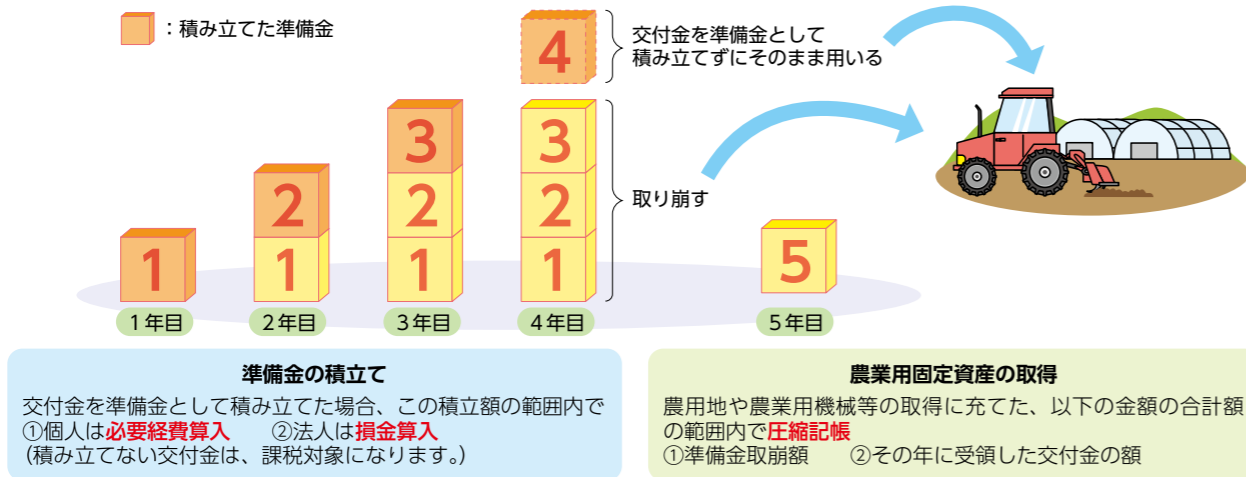
5) 農業経営基盤強化準備金制度

経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化(農用地、農業用の機械・施設等の取得)を図る取組を支援します。

税制特例の内容

- 青色申告を行う認定農業者又は認定新規就農者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画等に従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てる場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。
- さらに、農業経営改善計画等に従い、積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地、農業用の機械・施設等の固定資産を取得した場合、圧縮記帳できます。

(例) 3年間積み立てて、4年目に農用地等を取得した場合



対象者

青色申告を行う認定農業者又は認定新規就農者であって、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する**地域計画**に位置付けられた**農業を担う者**が対象です。

対象資産

- 農用地
 - ・ 積立時：地域計画の区域内で準備金活用者が将来取得予定である農地が対象。
 - ・ 取得時：地域計画に準備活用者が利用するものとして定められている農用地が対象。
- 農業用の機械・施設等
(取得価額30万円以上のものに限る)
 - ・ 機械及び装置・器具及び備品
 - ・ 建物及びその附属設備・構築物・ソフトウェア

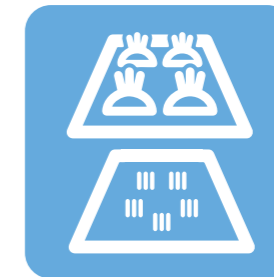
対象交付金

- 経営所得安定対策の交付金 (ゲタ・ナラシ)
 - 水田活用直接支払交付金
 - ・ 水田活用の直接支払交付金*
 - ・ 畑地化促進事業 (R 7 補正) *
 - ・ 畑作物産地形成促進事業 (R 7 補正)
 - ・ コメ新市場開拓等促進事業 (R 8 当初)
- 注：*印を付した事業のうち、産地づくり体制構築等支援は対象外となります。

農業経営基盤強化準備金制度の適用を受けるためには、対象となる金額についての**農林水産大臣の証明書**が必要です(パソコン等から印刷した証明書も、確定申告書の添付資料として活用できます)。
証明書の申請手続については、**電子申請(eMAFF)による手続きも可能**です。お気軽に**地方農政局・県拠点等**にお問い合わせください。



経営所得安定対策と米政策



1 農業者(産地)の主体的な取組による需要に応じた生産の推進

- 1) 令和7年産米の作付面積と米価……………2
- 2) 令和8年産における需給の見通し……………2
- 3) 農業者(産地)自らの経営判断による需要に応じた生産・販売……………3
- 4) 令和8年度に向けた兵庫県農業活性化協議会の取組……………4

2 作付転換への支援

- 1) 水田活用の直接支払交付金……………5

- 2) 兵庫県で設定する産地交付金……………7
- 3) コメ新市場開拓等促進事業……………9
- 4) 畑作物産地形成促進事業……………10

3 経営所得安定対策

- 1) 支援対象は認定農業者、集落営農、認定新規就農者……………11
- 2) 収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)……………12
- 3) 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)……………13
- 4) 交付金の交付スケジュール……………15
- 5) 農業経営基盤強化準備金制度……………16



農業者(産地)の主体的な取組による需要に応じた生産の推進

1) 令和7年産米の作付面積と米価

主食用米の作付面積、10.8万ha増

令和7年産の主食用米の作付面積は前年産(125.9万ha)から10.8万ha増加し、136.7万haとなりました。戦略作物等はいずれの品目も前年より減少しました。

また、令和7年産の米価は前年産に比べ、令和8年1月までの相対取引価格で1万0,286円上がっています。

●主食用米及び戦略作物等の作付状況

(参考)

(単位: 万ha)

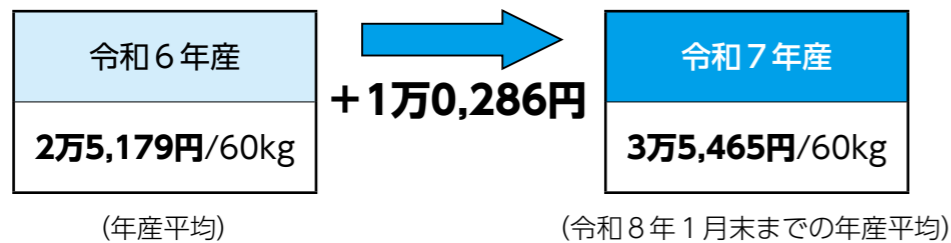
	主食用米	備蓄米	戦略作物等							
			加工用米	新規需要米				麦	大豆	その他
				飼料用米	WCS用米 (稲発酵粗飼料用米)	米粉用米	新市場 開拓用米 (輸出用米等)			
R4年産	125.1	3.6	5.0	14.2	4.8	0.8	0.7	10.6	8.9	9.9
R5年産	124.2	3.5	4.9	13.4	5.3	0.8	0.9	10.5	8.8	8.5
R6年産	125.9	3.0	5.0	9.9	5.6	0.6	1.1	10.3	8.4	7.4
R7年産	136.7	—	4.4	4.6	4.9	0.4	0.9	9.5	7.5	6.7

注1 加工用米及び新規需要米(飼料用米、WCS、米粉用米、新市場開拓用米)のR6年産以前の実績は、取組計画の認定面積。R7年産は取組計画の届出面積。

注2 備蓄米は、R7年産の米の入札を中止。R6年産以前の実績は、地域農業再生協議会が把握した面積。

注3 麦、大豆、その他(飼料作物、そば、なたね)は地方農政局等が都道府県再生協議会等に聞き取った面積(基幹作)。

●相対取引価格の推移



2) 令和8年産における需給の見通し

令和8年産主食用米等生産量の見通しは、**令和8/9年の主食用米等需要量の見通し(694~711万玄米トン)の上位値である「711万玄米トン」**と示されました。

●令和8/9年の主食用米等の需給見通し(令和7年10月31日公表)

(万玄米トン) (万精米トン)

令和8年6月末民間在庫量	A	215~229 ¹⁾	191~205
令和8年産主食用米等生産量	B	711 ³⁾	630~637
令和8/9年主食用米等供給量計	C = A + B	926~939	821~841
令和8/9年主食用米等需要量	D	694~711 ²⁾	622~630
令和9年6月末民間在庫量	E = C - D	215~245	191~220

※1 事前契約による令和8年産備蓄米の政府買入れは21万玄米トンを予定。これは上記「令和8年産主食用米等生産量」には含まれていない。

※2 政府備蓄米の放出(全体で約59万玄米トン)に係る買戻し及び買入れは、今後の需給状況等を見定めた上で行う。

注1 上記の見通しは国内で生産された主食用米等の需給見通しであり、SBS方式や枠外の民間輸入(令和6/7年:約4万実トン、令和7/8年(7~8月):約4万実トン)による輸入米は含まれない。

注2 ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

注3 需給の見通しについては、今後の生産量や需要量の把握に努め、必要に応じて柔軟に対応。

1 令和8年6月末民間在庫量は、215~229万玄米トンと見通す。

(参考) 6月末民間在庫量の推移

(単位: 万玄米トン)

	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
民間在庫量	226	204	199	190	189	200	218	218	197	153	155

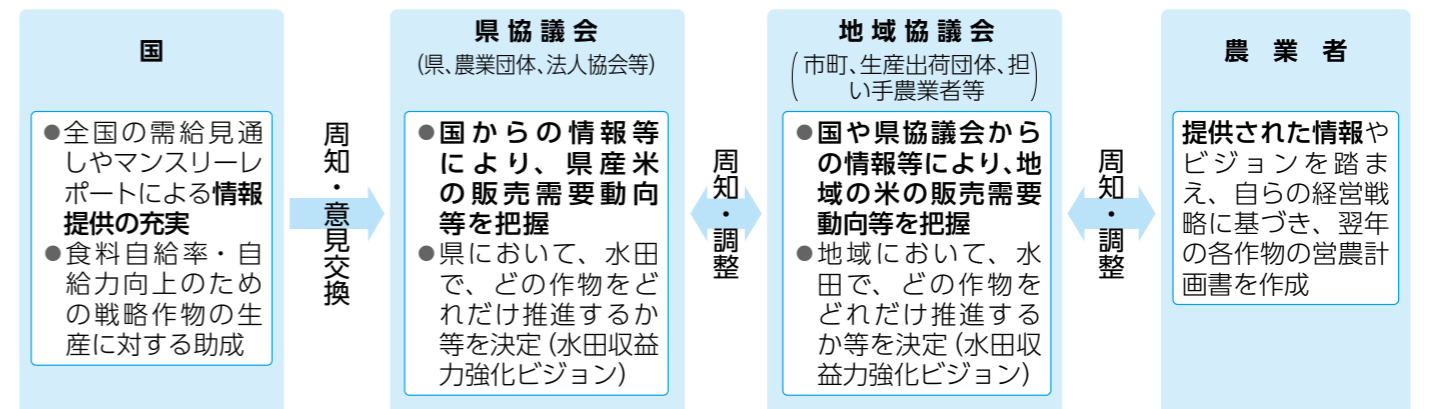
2 需要量は人口減少や直近の1人当たり精米ベースの消費量の実績、インバウンド需要の動向、精米歩留りを考慮して694~711万玄米トンと見通す。

3 令和8年産主食用米等の生産量の見通しは、令和8/9年の主食用米等の需要量の見通しの上位値である711万玄米トンと設定。

3) 農業者(産地)自らの経営判断による需要に応じた生産・販売

平成30年産から行政による生産数量目標の配分に頼らず、農業者(産地)の主体的な判断により需要に応じた生産・販売が行われています。国は農業者(産地)が主体的な取組を円滑に進められるよう、米穀の需給の見通し等の情報提供や支援を講じています。

30年産以降



米に関するマンスリーレポート 農林水産省ホームページからご覧いただけます!

価格動向や需給動向に関するデータを集約・整理し、需給動向を適切に反映した生産や米取引に資することを目的として、毎月定期的に公表しています。

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/mr.html>

4) 令和8年産に向けた兵庫県農業活性化協議会の取組

生産目安の提供

需要に応じた米生産に取り組むための参考として、**[令和8年産主食用米生産目安]**を算定しました。

【地域の生産目安】

150,000玄米トン※面積換算値：30,242ha
(令和7年産生産量と同程度で令和7年産生産目安と同水準)

〈算定の考え方〉

- (1) 国の基本指針^{※1}では、**令和8年産主食用米等生産量の見通しを、711万t(令和7年産：748万t)として設定**されました。このうち、**本県相当分(酒造好適米を除く。)**は、**過去の主食用米の収穫量の実績等から、148,196tと推計**しています。この推計値を踏まえつつ、
- (2) **本県における令和7年産主用米生産量が、前年産から7,689t増の147,653tで、同年産生産目安(150,000t)と同水準**となったこと、
- (3) 需要に応じた生産に向けては、**水田収益力強化ビジョン^{※2}に基づき、非主食用米や麦・大豆等の転換作物の生産に配慮する必要があること、**
- (4) **県産主食用米に対して堅調な需要があること**等と併せて、
- (5) **県内各地域協議会の意向等**を考慮し、
総合的に判断して、**令和8年産生産目安は、令和7年産生産量と同程度で、令和7年産生産目安と同水準である150,000tと算定**しました。

※1 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(令和7年10月31日公表)

※2 地域の特色ある魅力的な産品の産地を創造するための作物生産の設計図となるもの

【地域の生産目安】

各地域農業再生協議会の令和8年産生産目安に対する意向、過去の作付実績等を踏まえ、算定しました。
→詳細は、[県活性化協議会ホームページ](http://hyogo-nogyo-kasseika.com/kanren.html)>県産米の需要情報等>兵庫県農業活性化協議会ニュース令和8年No.1をご覧ください。(http://hyogo-nogyo-kasseika.com/kanren.html)

または「兵庫県 生産目安」で検索

兵庫県 生産目安

検索



契約栽培等出荷相談先リストの紹介

兵庫県では契約栽培を推進するため、実需者等からの取引の希望条件を記載した業務用米・加工用米、飼料用米・WCS用稲の**契約栽培等出荷相談先リスト**を作成していますのでぜひ御活用ください。

イメージ図【契約栽培等出荷相談先リストの例】

令和8年産の業務用米・加工用米等の契約栽培等出荷相談先リスト

【令和〇年〇月〇日現在】

用途	取扱業者	取扱地域	対象品種	各種取引条件				相談先・連絡先 (電話、メールアドレス)	契約相談
				生産条件等	価格条件等	その他 取引条件等	最低取扱数量		
業務用 (外食業者向け)	△△△	県南～ 淡路	品種指定：やまだわら 品種指定：たちはるか	指定なし	別途相談に なります	乾燥調整は 指定施設を利用	1経営体あたり 20t以上	△△△ 〇〇-△△△ (...@...com)	〇〇年2月末まで
加工用米	▲▲▲米穀	県南	品種指定：〇〇〇〇	使用資材指定	別途相談に なります	3年以上の 複数年出荷契約	1経営体あたり 5t以上	▲▲▲ 〇〇-△△△ (...@...com)	随時

※ 契約栽培等出荷相談先リストについては兵庫県ホームページに掲載しています。

→<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nogyokeiei/keiyakusaibaitoushukkasoudansaki-list.html>

または、「契約栽培リスト」で検索

契約栽培リスト

検索

集荷業者の方で、契約栽培等出荷相談先リストへの掲載を希望される方は、**県農業経営課(TEL：078-362-3409)**までお問い合わせ下さい。



2

作付転換への支援

支援対象は販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農です

1) 水田活用の直接支払交付金

食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた生産性向上等の取組、畑地化による高収益作物等の定着等を支援します。

〈交付対象水田〉

- 3年間連続して作物の作付けが行われていない農地は原則対象外。
- たん水設備(畦畔等)や用水路等を有しない農地は対象外。
- 土地改良区内にあっては、水稻生産に要する用水を確保するための賦課金が支払われていない農地は対象外。
- 5年水張りルールについては、令和7年・8年の対応として、水稻を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。

(1) 戦略作物助成

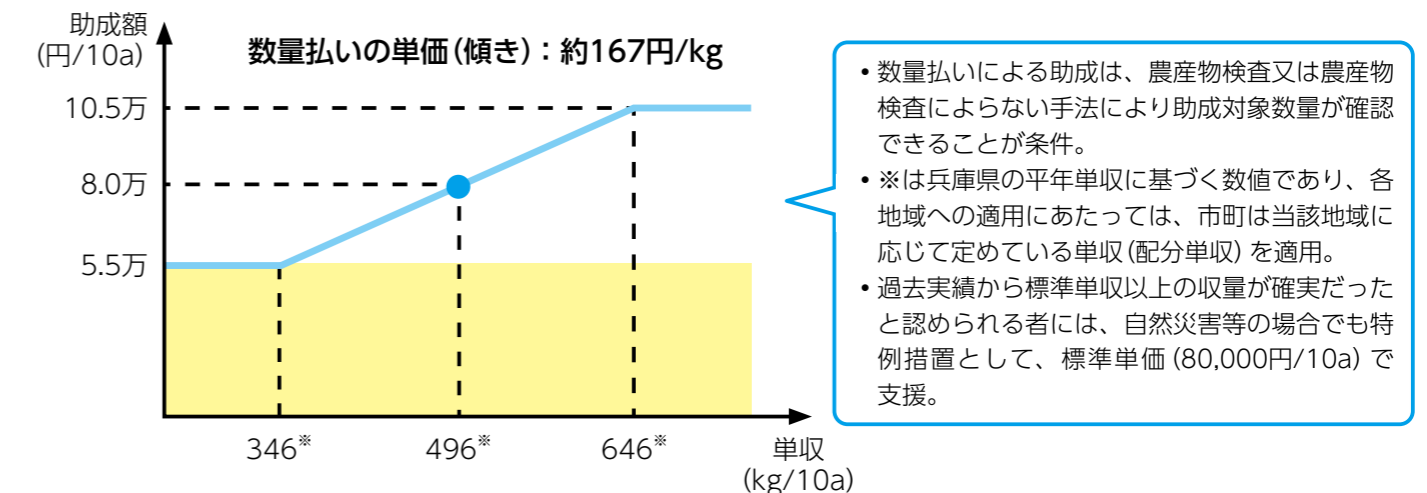
水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、加工用米、WCS用稲、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a ^{※1}
加工用米	2万円/10a
WCS用稲	8万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a ^{※2}

※1 多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a

※2 飼料用米の一般品種について、標準単価6.5万円/10a(5.5～7.5万円/10a)

飼料用米(多収品種)、米粉用米の収量と交付単価の関係(イメージ)(兵庫県平均単収の場合)



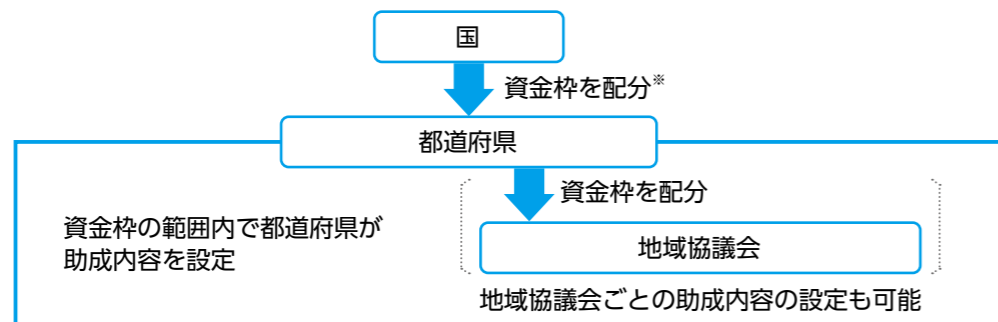
(2) 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色をいかした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

- 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分。

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け(基幹作のみ)	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約 [※] (3年以上の新規契約を対象に令和8年度に配分)	1万円/10a

※ コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象



※ 作付転換の実績や計画等に基づき配分

(3) 畑地化促進助成(令和7年度補正予算と併せて実施)

水田を畑として利用し、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援します。

- ① 畑地化支援^{※1}：7万円/10a
- ② 定着促進支援^{※1}(①とセット)：2万円(3万円^{※2})/10a×5年間
または10万円(15万円^{※2})/10a(一括)
- ③ 産地づくり体制構築等支援
- ④ 子実用とうもろこし支援(1万円/10a)

※1 対象作物は、麦、大豆、飼料作物(牧草等)、子実用とうもろこし、そば、野菜、果樹、花き等

※2 加工・業務用野菜等の場合

2) 兵庫県で設定する産地交付金

以下の内容で県段階の産地交付金を設定すべく調整していますが、予算の都合等により今後、内容に変更が生じる可能性があることについて、御留意ください。

【設定のポイント】

- ① 令和7年産の支援の枠組みを維持。
- ② 農業経営の安定化と実需者ニーズへの対応等の観点から、加工用米等の助成単価を拡充。
- ③ 非主食用米の選択肢を拡大する観点から、新たに米粉用米を対象品目に追加。
なお、予算の都合等により、今後、内容に変更が生じる可能性があることについて、御留意ください。

加工用米(低コスト・高品質化)

助成単価 **12,000円/10a** 以内 (拡充)

対象者 加工用米を生産する農業者等

対象面積 加工用米作付面積

留意点 下記に掲げる取組を1つ以上行っている必要があります。

- ① 種子更新を行っているもの
- ② 県内の加工業者と契約を締結しているもの
- ③ 加工用米の作付面積が1.0※ha以上 ※特定農山村・振興山村地域等の場合は、作付面積の要件は1/2とする。
- ④ 兵庫県認証食品の認証を受けているもの

加工用米(複数年契約)

助成単価 **15,000円/10a** 以内

対象者 加工用米を生産する農業者等

対象面積 加工用米作付面積のうち、複数年(3年以上)契約に取組む面積

留意点 3年以上の複数年契約の取組を対象

飼料用米(生産性向上・担い手支援)

助成単価 **15,000円/10a** 以内 (拡充)

対象者 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織 等

対象面積 飼料用米作付面積(10a以上)

留意点 県内の畜産農家、JA・全農兵庫県本部、飼料メーカー等へ出荷・販売を行う取組であること

新市場開拓用米(担い手支援)

助成単価 **15,000円/10a** 以内 (拡充)

対象者 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、農業法人

対象面積 輸出など内外の新市場の開拓を図る米の作付面積

留意点 輸出向け日本酒の原料用米は対象外

米粉用米(担い手支援)

助成単価 **15,000円/10a** 以内 (新設)

対象者 認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者、農業法人

対象面積 米粉用米を作付けた面積

野菜

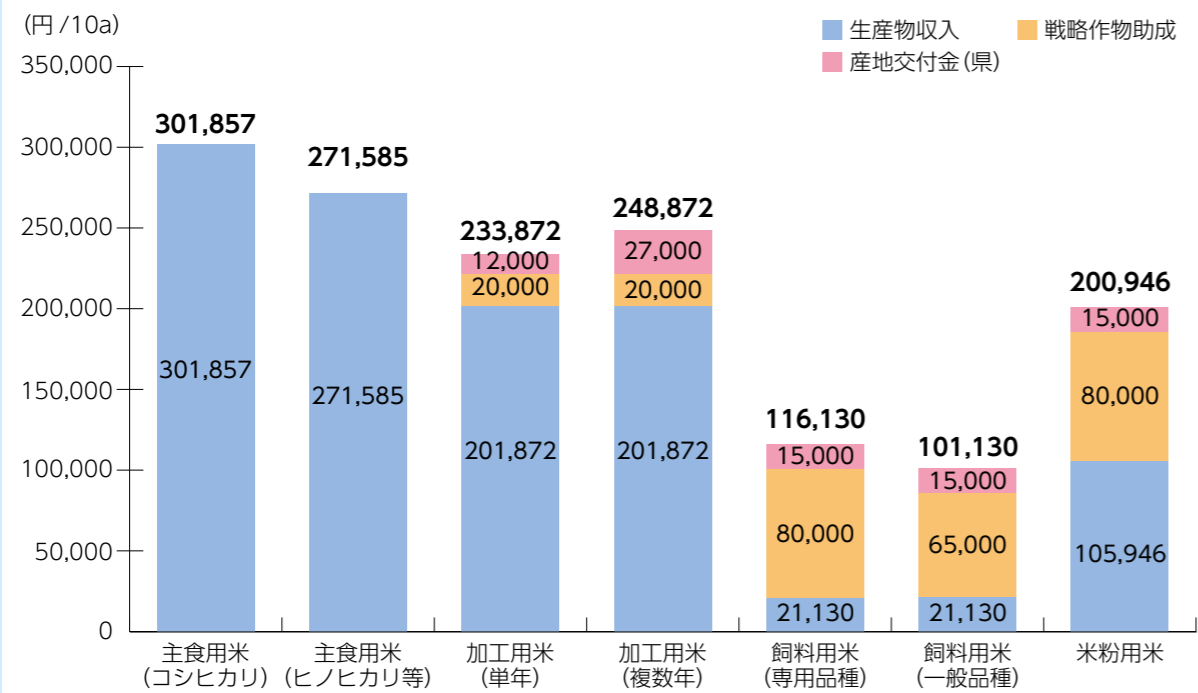
助成単価 **3,000円/10a** 以内

対象者 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、農業法人

対象面積 野菜の作付面積(露地：10a以上)

作付品目別収入の比較(10aあたり)

主食用米だけでなく、需要のある品目で収益の確保を!



- 生産物収入は、農林水産省マンスリーレポート(令和8年2月公表)を参考とした主食用米単価、県内集荷業者の聞き取り(令和8年1月13日時点)による飼料用米、米粉用米の単価に、県平均単収501kg/10aを掛けて試算。
- 飼料用米、米粉用米は、収量に応じ戦略作物助成の変動(5.5万円~10.5万円/10a)がある。
※飼料用米の一般品種について、令和8年度については標準単価6.5万円/10a(5.5万円~7.5万円/10a)とする。

この資料に掲載されたメニューの他に、各地域(市町)段階で設定される産地交付金メニューもあります。

産地交付金に関するお問い合わせ先

兵庫県農林水産部農業経営課集落農業活性化班
経営構造対策担当 078-362-3409(直通)

3) コメ新市場開拓等促進事業

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、実需者との結び付きの下で、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、酒造好適米の生産性向上等に取り組む農業者を支援します。

事業の内容 (令和8年度当初予算額: 140億)

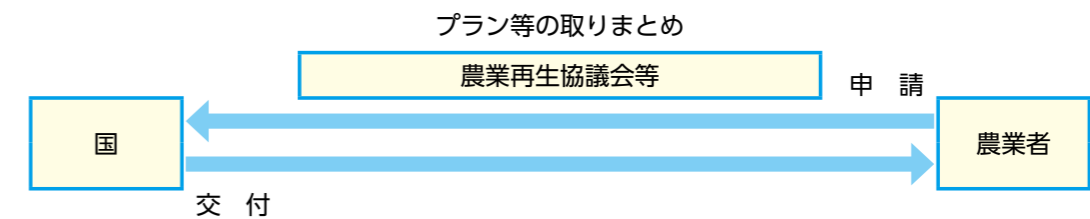
産地・実需協働プランに参画する農業者が、実需者ニーズに対応するための生産性向上等の技術導入を行う場合に、その取組面積に応じて支援します。

① 対象作物	令和8年産の新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、酒造好適米	
② 交付単価	新市場開拓用米	4万円/10a
	加工用米	3万円/10a
	米粉用米	9万円/10a
	酒造好適米	取組年数に応じて最大3万円/10a
③ 採択基準	取組面積等の評価基準(ポイント)に基づき、地域協議会単位で、予算の範囲内で採択	

【留意事項】

- ※1 令和8年産の基幹作が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※3 本支援の対象となった面積は、令和8年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成(加工用米、米粉用米)及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分(新市場開拓用米)の対象面積から除きます。
- ※4 予算額のうち、5千万円を農業再生協議会等の事務費として計上しています。
- ※5 酒造好適米は、生産性向上等の取組年数に応じて「1年あたり1万円/10a×最大3年間」を令和8年度に一括で支援します。
- ※6 都道府県が多収品種と判断する品種を作付けする場合、0.5万円/10aを加算します(新市場開拓用米、加工用米、米粉用米が対象)。

事業の流れ



事業イメージ

産地・実需協働プラン

産地と実需者が連携し、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、酒造好適米について、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画

実需者ニーズに応えるための生産性向上等の技術導入の例

- ・スマート農業機器の活用
- ・直播栽培
- ・土壌診断に基づく施肥

酒造好適米への支援

品種の例

・山田錦 ・五百万石 ・美山錦 ・雄町 等

要件1

- ①農業者が酒蔵と直接取引を行うこと、または、
- ②集荷業者を挟む場合には、
 - ・一定のまとまりを持ったほ場において生産されること、もしくは、
 - ・酒米協議会等の安定的な生産に向けた体制が整っていること

要件2

3年間の長期契約に取り組む場合には、農業者側と酒蔵側との間で、「価格決定の考え方」を予め設定すること

4) 畑作物産地形成促進事業

輸入依存度の高い国産需要のある作物の生産を促し、食料安全保障に資する品目の産地形成を図るため、実需者との結びつきの下で、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしの生産性向上等に取り組む農業者を支援します。

事業の内容 (令和7年度補正予算額：135億)

産地・実需協働プランに参画する農業者が、実需者ニーズに対応するための畑作物の導入・定着に向けた取組や生産性向上等の技術導入を行う場合に、その取組面積に応じて支援します。

① 対象作物	令和8年産の麦、大豆、高収益作物(加工・業務用野菜等)、子実用とうもろこし
② 交付単価	4万円/10a
③ 採択基準	取組面積等の評価基準(ポイント)に基づき、地域協議会単位で、予算の範囲内で採択

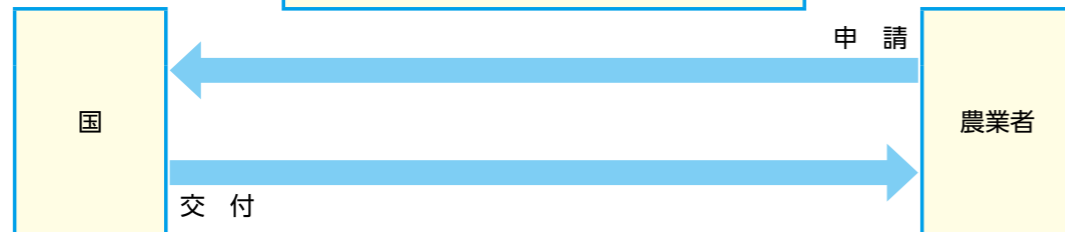
【留意事項】

- ※1 令和8年産の基幹作物が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※3 麦、大豆、高収益作物については、加工用等の用途指定があります。
- ※4 本支援の対象となった面積は、令和8年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成(麦、大豆、飼料作物(子実用とうもろこし))の対象面積から除きます。
- ※5 予算額のうち、4千万円を農業再生協議会等の事務費として計上しています。

事業の流れ

プラン等の取りまとめ

農業再生協議会等



事業イメージ

産地・実需協働プラン

産地と実需者が連携し、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしについて、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画

実需者ニーズに応えるための生産性向上等の技術導入の例

- ・スマート農業機器の活用
- ・大豆300A技術(不耕起播種栽培など)
- ・土壌診断に基づく土づくり

畑作物の導入・定着に向けた取組の例

- ・排水対策(暗渠)
- ・土層改良(客土)
- ・傾斜均平

3

経営所得安定対策

1) 支援対象は認定農業者、集落営農、認定新規就農者

① 認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象

支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者で、いずれも規模要件はありません。

認定農業者や集落営農の構成員等になっていない方は、農業経営改善計画の提出や集落営農への参加、新たな集落営農の組織化等を早めに進めましょう。

② 集落営農の加入要件

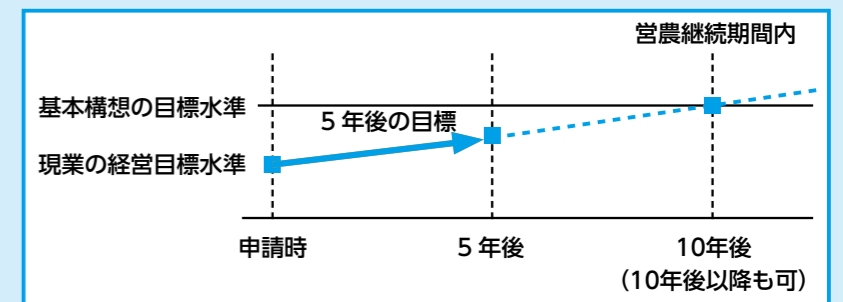
集落営農が経営所得安定対策(ゲタ・ナラシ対策)に加入するには、以下の3要件を満たすことが必要です。

- 組織の規約を作成していること
- 対象作物について共同販売経理を行っていること
- 「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」について、各市町が確実に行われると判断していること

(参考) 農業経営改善計画の認定の考え方

農業経営改善計画の認定を受けられるのは、市町が基本構想で設定した目標に向けて自ら経営改善に取り組む意欲のある人です(現在の年齢や経営規模の大小で画一的に判断されることはありません)。

認定に当たっては、基本構想で示す目標の水準を下回る場合でも、経営内容全体を考慮し、将来的にその水準に到達する見込みがあれば、認定を受けることができます。



農業者年金と経営所得安定対策等の重複申請の発生防止について ～すでに経営移譲をしている方と、これから経営移譲する方へ～

農業経営を移譲し、農業者年金の経営移譲年金または特例付加年金を受給している(受給することとなった)方は、原則経営所得安定対策等の申請はできませんので、移譲先の名義で申請する必要があります(農業者年金に関することは市町農業委員会にお問い合わせください)。

2) 収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

経営に着目した農家拠出を伴うセーフティネットであり、米及び畑作物の価格が下落した際等の農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度です。

(1) 対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者
(規模要件はありません)

(2) 対象品目

米、麦、大豆

※1 麦芽の原料として使用される麦(ビール用等)、黒大豆、種子用として生産されるものなどは対象となりません。

(3) 補填額

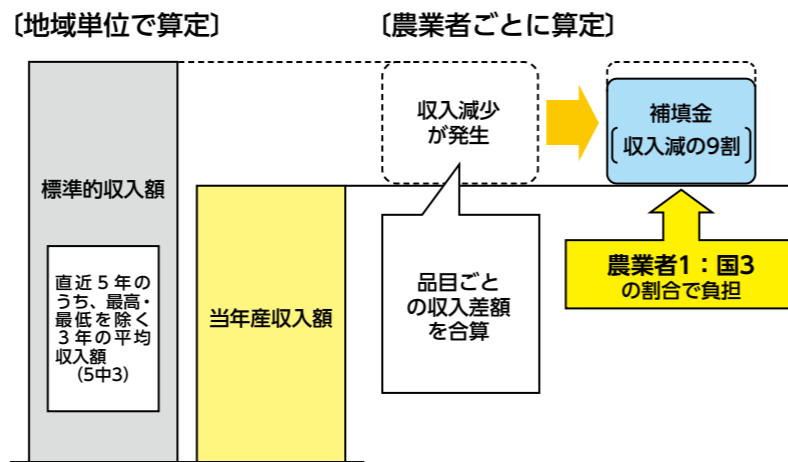
当年産の対象品目の販売収入の合計が、標準的収入額を下回った場合に、**その差額の9割を、国からの交付金と農業者の積立金で補填**します。

なお、米については、需要に応じた生産を後押しするため、具体的な出荷・販売予定に従って計画的に生産したものが補填の対象となります(加入申請時に「出荷・販売契約数量等報告書」の提出が必要)。

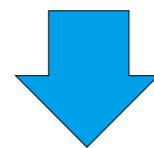
- 農業者は対策加入時に、①標準的収入額から10%の収入減少に対応する積立額(10%コース)と、②20%の収入減少に対応する積立額(20%コース)のいずれかを選択し、そのコースに応じた積立金を拠出します。

- 国からの交付金は、農業者の積立金の3倍の額が上限です。

- 補填金は、米については収穫した翌年の3月31日までの出荷・販売実績に基づき、また、麦・大豆等については、ゲタ対策(数量払)の交付対象数量に基づき、5月下旬～6月頃に支払います。



- 収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)は、H31の収入保険の導入以降も、担い手を対象としたセーフティネット対策として、担い手経営安定法に基づき実施。



- 農業者は「収入保険」か「ナラシ対策」のどちらかを選択して加入することができます。

3) 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物(麦、大豆、そば、なたね)の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金が直接交付されます。

(1) 対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者
(規模要件はありません)

(2) 支払方法

支払いについては、生産量と品質に応じて交付する「数量払」を基本とし、当年産の作付面積に応じて交付する「面積払」は「数量払」の先払いとして支払われます。

※面積払を受けた者には、その交付額を控除して支払われます。

(3) 数量払

① 交付対象数量

麦、大豆、そば、なたねの当年産の出荷・販売数量

② 交付単価(全国一律)

交付単価の水準は「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分として算出されており、品質区分に応じた単価が設定されています。
また、令和5年産から交付対象作物ごとに課税事業者向け単価と免税事業者向け単価に分けられていることから、免税事業者向けの単価を申請する方については、収入・売上が1千万円以下であることを確認するために、2年前(2期前)の確定申告書等の提出が必要となります。

(4) 面積払(営農継続支払)

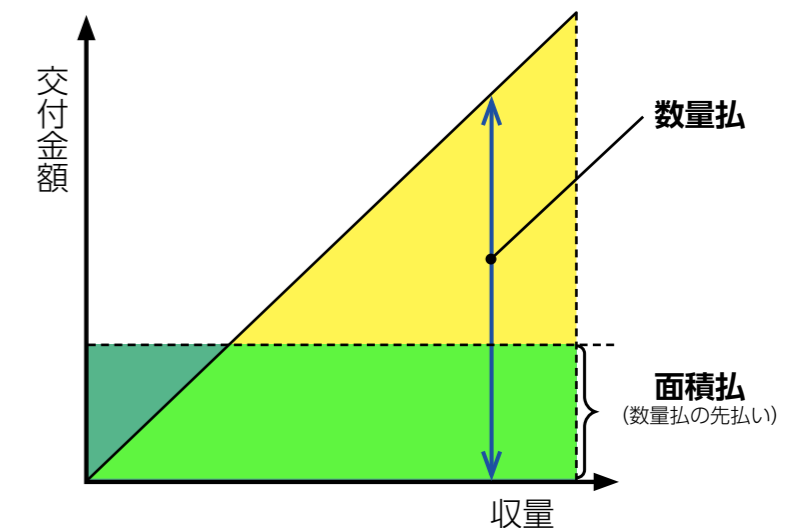
① 交付対象面積

数量払の対象となる麦、大豆、そば、なたねの当年産の作付面積

② 交付単価

2万円/10a
(そばは1.3万円/10a)

数量払と面積払の関係



支援内容(数量払) [交付単価は令和8年産から適用]

※免税事業者向け単価申請者は確定申告書等の提出が必要です。

① 小麦

品質区分(等級)		1等又は1等相当				2等又は2等相当			
(等級/ランク)		A	B	C	D	A	B	C	D
パン・中華麺用品種(円/60kg)	課税事業者向け単価	7,420	6,920	6,770	6,710	6,260	5,760	5,610	5,550
	免税事業者向け単価	7,950	7,450	7,300	7,240	6,790	6,290	6,140	6,080
上記以外(円/60kg)	課税事業者向け単価	5,120	4,620	4,470	4,410	3,960	3,460	3,310	3,250
	免税事業者向け単価	5,650	5,150	5,000	4,940	4,490	3,990	3,840	3,780

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

A～Dランク：たんぱく質の含有率等の違いで区分

② 大麦・はだか麦

品質区分(等級)		1等又は1等相当				2等又は2等相当			
(等級/ランク)		A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦(円/50kg)	課税事業者向け単価	5,050	4,630	4,510	4,460	4,190	3,770	3,640	3,590
	免税事業者向け単価	5,330	4,910	4,790	4,740	4,470	4,050	3,920	3,870
六条大麦(円/50kg)	課税事業者向け単価	6,060	5,640	5,510	5,460	5,030	4,610	4,490	4,440
	免税事業者向け単価	6,440	6,020	5,890	5,840	5,410	4,990	4,870	4,820
はだか麦(円/60kg)	課税事業者向け単価	9,300	8,800	8,650	8,560	7,730	7,230	7,080	7,000
	免税事業者向け単価	9,860	9,360	9,210	9,120	8,290	7,790	7,640	7,560

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

A～Dランク：白度やたんぱく質の含有率等の違いで区分

③ 大豆

品質区分(等級)		1等又は1等相当	2等又は2等相当	3等又は3等相当	品質区分(等級)		合格又は合格相当
普通大豆(円/60kg)	課税事業者向け単価	11,410	10,720	10,040	特定加工用大豆(円/60kg)	課税事業者向け単価	9,360
	免税事業者向け単価	11,910	11,220	10,540		免税事業者向け単価	9,860

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

特定加工用：豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

④ そば

品質区分(等級)		1等	2等
そば(円/45kg)	課税事業者向け単価	16,450	14,340
	免税事業者向け単価	17,280	15,170

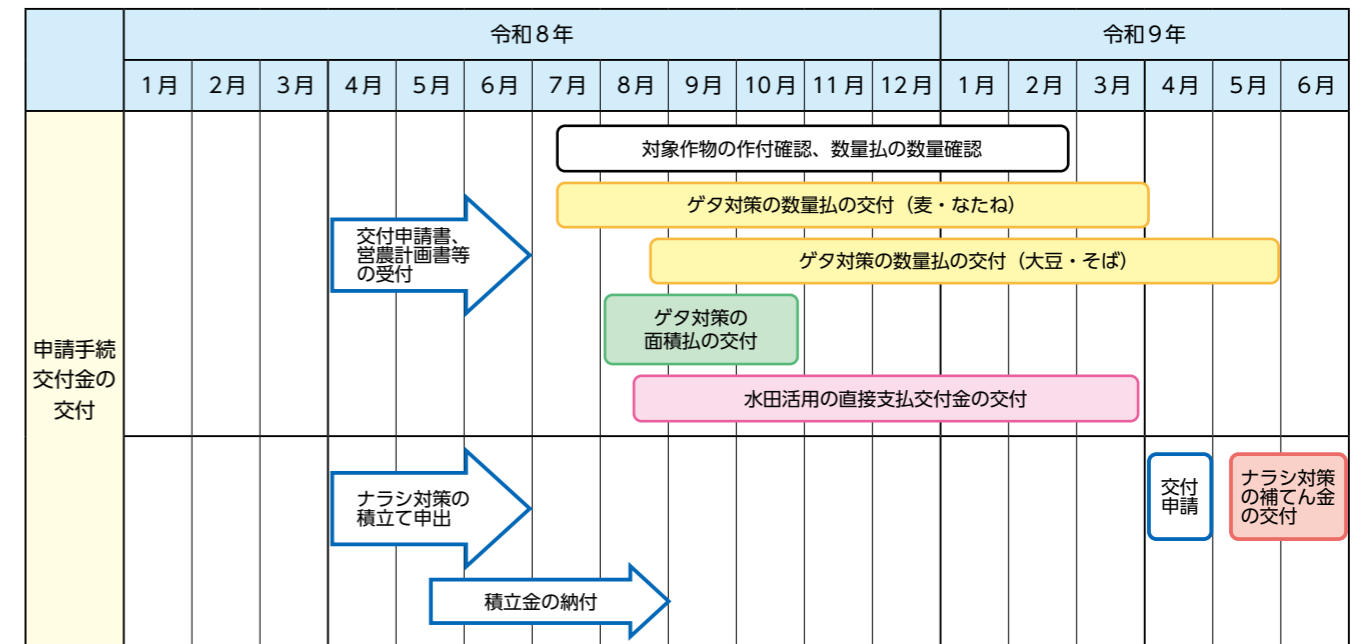
等級：容積重の違いや被害粒の割合で区分

⑤ なたね

品質区分(品種)		キザキノナタネ、キラリボン、ナナシキブ、きらきら銀河、ペノカのしずく	その他の品種
なたね(円/60kg)	課税事業者向け単価	6,420	5,680
	免税事業者向け単価	6,850	6,110

4) 交付金の交付スケジュール

(1) 交付金に関するスケジュール(予定)



(2) 交付申請書・営農計画書等の提出

農業者の方は、交付申請書及び営農計画書を作成し、6月30日までに、最寄りの地域農業再生協議会(市町村、JA等)又は国(地方農政局・県域拠点等)へ提出してください。(加工用米及び新規需要米の取組計画書の変更を行う場合は、8月20日までに変更後の営農計画書を提出してください。)

ナラシ対策に加入される方は、同時期までに加入申請(積立て申出)を行った上で、8月31日までに積立金を納付することになります。

(3) 交付金の交付時期(予定)

① 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

ア 面積払 : 生産年 8月～ 10月頃
イ 数量払 : 生産年 7月～生産年翌年5月頃

② 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策) : 生産年翌年 5月～ 6月頃

③ 水田活用直接支払交付金 : 生産年 8月～生産年翌年3月頃

注：上記は目安であり、交付時期が異なる場合があります。ゲタ対策の大豆・そばの数量払の交付申請期限は4月末となりますが、特段の遅延理由がない場合は、3月5日までに申請してください。

(4) 交付金の交付に当たって確認する書類

交付金の交付を受けるためには、対象作物ごとの出荷・販売状況がわかる書類(当年産の出荷・販売伝票の写し等)及び農産物検査の結果がわかる書類の提出が必要です。

注：農産物検査の結果がわかる書類を「品質区分と同等のものであることを示す資料(ゲタ対策)」や「助成対象の米穀として販売された数量を確認できる資料(ナラシ対策、水田活用の直接支払交付金のうち加工用米・飼料用米・米粉用米)」に代えることが可能です。

注：畑地化促進事業、畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業及び小麦・大豆の国産化の推進の申請期間等は、都道府県や地域農業再生協議会等にお問い合わせください。